別紙

諮問第1040号、第1086号

答 申

1 審査会の結論

「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』」を開示とした2件の決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1)審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、開示請求者が行った別表に掲げる本件開示請求1及び2に対し、東京都知事が平成28年9月29日付け及び平成29年6月15日付けで行った開示決定(以下それぞれを「本件開示決定1」及び「本件開示決定2」という。)について、条例15条1項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消し、一部について非開示とすることを求めた事案である。

(2)審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 諮問第1040号について

a 「平成24年〇月〇日付建築士法第26条第2項の規定に基づく監督処分通知書」(以下審査請求人の主張において「当該文書」という。)には、一級建築士の処分を行った国土交通省が情報公開法(平成11年法律第42号)5条1号及び6号に基づき「当該情報を公にすることにより、処分又は非違行為に関する具体的な情報が明らかになることにより、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがある」「公にすることにより、非違行為が横行する事態につながりかね

ず、建築行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として不 開示とした情報が含まれている。よって、当該文書を開示することによって当 該文書に名前が記載されている一級建築士の権利利益が侵害されるとともに、 国土交通省が行う建設行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが ある。

- b 一級建築士の処分自体は国土交通省のネガティブ情報検索システムによって確認することができるが、当該文書には国土交通省公表資料の「建築基準法上の構造基準を満たしている」との記載がない。よって、当該文書を利用することにより、あたかも当社設計事務所及び当社関係者が不適切な設計を行ったことにより違法な建築物を出現させたかのような印象を世間に与えるような活動を行うことも可能であり、当社及び個人の競争上、事業運営上の社会的な地位が損なわれるおそれがある。
- c 処分庁は、開示請求者が当該文書を利用して、当社及び当該文書に記載された一級建築士に関する悪印象を与える活動を行ったとしても、その都度、上記の国土交通省公表資料をもって対抗すればよいと言われたが、不特定又は多数人に頒布等された資料に対し被害者がそれを個々に否定していくことは不可能に近い。さらに、当該文書により当社が設計した建築物が不適切な設計により何らかの違法建築物であるかのような誤解を招かせ、風評被害を生じさせ、当社が設計したマンション等に居住又は所有する都民その他の者の生活、財産権すら侵害するおそれもある。
- d 以上のとおり、当該文書を開示することは、処分とは直接関係のない一級建築士の権利利益等を侵害するとともに、建築行政の適切な遂行のために国が不開示とした情報が東京都を通じて開示されてしまうことになることから、当該文書の開示決定を取り消すこと、又は少なくとも、当該文書に記載された「一級建築士の氏名」及び当該文書の「3 処分基準の適用関係(1)表1『基準表』への当てはめの理由欄」中、国土交通省が不開示とした部分等を非開示とする決定を求める。
- e 本意見書をもって決定の執行停止を申し立てる。

(イ) 諮問第1086号について

- a 当該文書には、国土交通省が不開示とした情報が含まれていること。
- (a) 当該文書には、記載されている一級建築士の処分を行った国土交通省が、情報公開法5条1号及び6号に基づき不開示とした情報が含まれている。

具体的には、国土交通省は、「その他不誠実行為」のランク表への当てはめ自体は開示しているが、行為件数によりランクに加重して最終的な処分ランクを 決めていることは不開示としている。

- (b) これに対し、当該文書中、「理由 3 処分基準の適用関係(1)表1『基準表』への当てはめ(理由)」において、国土交通省が不開示としている件数による処分基準の当てはめがそのまま記載されている。よって、当該文書を開示することによって当該文書に名前が記載されている一級建築士の権利利益が侵害されるとともに、国土交通省が行う建設行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件開示決定は条例7条2号及び6号に違反する。
- b 公にすることにより、審査請求人及び対象公文書に記載された第三者たる個人 の競争上の地位又は事業運営上の地位その他の地位が損なわれること。
- (a) 当該文書は、国土交通省のネガティブ情報検索システムでは公表されている「建築基準法上の構造規準を満たしている」という、建築士あるいは建築事務 所の名誉信用にとって最も重要な情報を欠くものであるため、当該文書を見た 者は、建築士が違法建築をしたものと誤解する可能性が高い。
- (b) 当該文書を利用することにより、あたかも当社及び当社関係者が不適切な設計を行ったことにより違法な建築物を出現させたかのような印象を世間に与えるような活動を行うことも可能であり、当社及び個人の競争上、事業運営上の社会的な地位が損なわれるおそれがある。
- (c)審査請求人はマンション等の設計・施工・分譲等を行う法人であり、「建築基準法上の構造規準を満たしている」との記載のない書面が開示された場合、当社の分譲するマンションが安全性を欠くマンションであるような誤った印象を抱かせかねない。当社には多くの競合企業が存するところ、一般の消費者にかかる誤解が広まれば、既に当社からマンションを購入した者にも無用の不安を与え、当該マンションを転売等する際にも障害になりかねず、この場合、当該購入者から当社に対して何らかの対処を求められることになろう。当該文書に

より当社が設計した建築物が不適切な設計により何らかの違法建築物であるかのような誤解を招き、風評被害を生じさせるようなことがあれば、当社が設計したマンション等に居住又は所有する都民その他の者の生活、財産権すら侵害するおそれもある。

- (d)加えて、「建築基準法上の構造規準を満たしている」との記載がある国土交通 省の公表情報については、平成29年8月末には公表が終了となる。国土交通省 の情報の公表が終了すれば、「建築基準法上の基準を満たしている」という情報 も官公庁の公表資料から消滅してしまう。
- (e)条例7条3号イないしハの適用除外についても、本件の場合、違法な建築物を建築したか否かという消費者にとって極めて重要な情報を除いた中途半端な情報が流布されることにより、消費者にかえって不利益を与えるおそれがあることから、上記適用除外の対象とはならない。よって本件開示決定は7条3号に違反する。

c 手続上の瑕疵があること

処分庁は、審査請求人には意見照会をしたものの、当該文書に記載されている 一級建築士2名に対して、何等意見照会を行っていない。したがって、本件開示 決定には重大な手続き上の瑕疵があることが明らかである。

d 結論

以上により、本件開示決定1及び2を取り消すとの決定を求める。

当該文書は、当社が開示決定に反対する意見書を出したものの、処分庁が開示決定し、その後、当社の申立てにより「28総総法査第〇〇号決定書」において、開示決定の執行が停止されている公文書と同一の文書である。当社は、当該文書の開示については、審査請求の裁決の結果を待って判断されるべきと、決定書を添付の上、開示に反対する意見を提出したにもかかわらず、処分庁は開示決定を行っており、これは、審査庁及び審査会を軽視するものであり甚だ遺憾である。

イ 意見書における主張

(ア)本件開示決定1及び2は、不適切な設計により違法建築物を出現させたという誤解を生じさせる点において当社及び一級建築士にとって極めて重大な不利益をもたらすものであって、これにより法人又は個人の競争上、事業運営上の地位及び社

会的な地位が損なわれることが明らかである。

- (イ) 国土交通省は、処分区分のランク付けの仕組みを開示することを、事務の適正な 遂行に支障を及ぼすものとして非開示としている。
- (ウ) 一級建築士 2 名に対し、意見書を提出する機会を与えることなく公文書の開示決定を行ったことは、条例15条 1 項に関する手続上の重大な瑕疵がある。
- (エ) 処分庁は、「弁明書」の中で、当該文書に記載されている情報は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報に該当することを理由に挙げている。

しかし、審査庁が決定した文書において、開示請求された公文書のうち、当社に 関わらない公文書に係る建築士事務所名を仮名(アルファベット)に置き換えて表 示している。すなわち、処分庁と異なり審査庁においては、既に公になっている文 書といえども、個人や企業名等が特定できる名称等は無条件に表現することなく匿 名化しており、審査庁こそ正しい判断をしている。

当該文書に記載されている個人名、企業名を匿名化したところで、開示請求者の情報開示請求の目的は十分に達成できるものであり、当該文書は非開示とされるべきではあるが、仮に開示するとしても、当社名及び一級建築士の個人名が記載された部分は非開示とすべきである。

- (オ)審査会においては、中途半端で不正確な情報が一人歩きする風評被害により当社 が被るであろう損害を十分に賢察いただき、公正な判断をいただきたく強く求める 次第である。
- 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

対象公文書に記載されている業務停止処分に係る情報(被処分者である一級建築士の

氏名及び処分内容)は、建築士法(昭和25年法律第242号。以下「法」という。)10条5項の規定に基づき国土交通大臣により官報に公告されるとともに、国土交通省のホームページにおいても公表されていることから、条例7条2号ただし書イに該当する。

また、実施機関は開示決定に先立ち、条例15条1項の規定により、対象公文書に情報が記載された第三者としての審査請求人へ意見書の提出の機会を与えている。意見書において審査請求人は、「不適切な設計を行ったことにより違法な建築物を出現させたかのような印象を世間に与えることも可能であり、審査請求人の競争上、事業運営上の地位及び社会的地位が損なわれるおそれがある」旨を主張している。

一方で、「地位が損なわれると認められる」場合とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上等の地位が具体的に侵害されると認められる場合に限られる。

しかしながら、審査請求人は、法人等の競争等の地位が損なわれるおそれがあると主 張するのみであり、条例7条3号に定める「公にすることにより、当該法人等又は当該 事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれる」情報と は認められない。

したがって、対象公文書に記載された情報は非開示情報に該当しないと判断したため、 全部開示としたものである。

4 審査請求に対する参加人の主張について

審査庁である総務局総務部法務課では、審査請求の提起を受けて、本件開示請求1及 び本件開示請求2の開示請求者をそれぞれ審査請求の参加人として取り扱うことを決 定したが、本件開示請求2に係る開示請求者からは参加人を辞退する旨の連絡があった ため、この決定を取り消している。

審査会では本件開示請求1の参加人に対して、実施機関からの理由説明書及び審査請求人からの意見書の各写しを送付したが、参加人から意見書の提出はされなかった。

5 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成28年11月22日	諮問(第1040号)
平成29年 7月31日	諮問(第1086号)
平成29年11月22日	新規概要説明(第184回第一部会)
平成29年11月30日	実施機関から理由説明書収受 (第1040号及び第1086号)
平成29年12月20日	実施機関から説明聴取(第185回第一部会) (第1040号及び第1086号)
平成29年12月22日	審査請求人から意見書収受 (第1040号及び第1086号)
平成30年 1月30日	審議(第186回第一部会)
平成30年 2月28日	審議(第187回第一部会)
平成30年 4月26日	審議(第188回第一部会)
平成30年 5月31日	審議(第189回第一部会)

(2)審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体 的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1040号及び第1086号については、審査請求人が同一であること及

び同一の対象公文書に対して審査請求がなされ、その趣旨が関連するものであることから、審査会はこれらを併合して審議することとした。

イ 建築士事務所の監督処分について

法23条1項では、建築士事務所について都道府県知事の登録を受けなければならない旨を規定しており、また、法26条2項では、建築士事務所に対する監督処分として、同項各号に該当する事実がある場合には都道府県知事は、建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができると規定している。

ウ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、別表に掲げる本件開示請求1及び本件開示請求2であり、実施機関は、本件開示請求1に対して、「平成24年〇月〇日付『建築士法第26条第2項の規定に基づく建築士事務所の監督処分について』」(以下「本件対象公文書」という。)ほか1文書を、本件開示請求2に対して、本件対象公文書はか2文書をそれぞれ対象公文書として特定し、開示決定を行った。

実施機関は、平成24年〇月に国土交通大臣により一級建築士の懲戒処分がされたこと(以下「本件懲戒処分」という。)に基づき、同年〇月〇日付で法26条2項4号を根拠に、当該一級建築士を管理建築士とする建築士事務所に対する処分(以下「本件処分」という。)を行い、本件処分を公報に掲載し、実施機関のホームページにおいても処分内容を公表した。

本件対象公文書は、本件処分を決定し、本件処分の対象となる建築士事務所の開設者宛てに通知することとする文書である。

エ 本件審査請求に係る審査会の判断事項について

実施機関は本件開示請求1及び2について、本件対象公文書の開示に当たっては、 審査請求人を含めた事業者に条例15条2項に基づく意見照会を行っている。

本件審査請求は、当該意見照会を受けた事業者により行われたものであり、審査 請求の趣旨として、本件対象公文書の記載のうち審査請求人に対する監督処分通知 に係る情報(以下「本件情報」という。)について非開示とすることを求めている。 そこで審査会は本件情報について、審査請求人の主張する条例7条2号、3号及び6号に該当するか否かについて判断する。

オ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「口違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

条例15条1項は、第三者保護に関する手続として、「開示請求に係る公文書に都以外のもの(都が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものに対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる」と規定している。

カ 本件開示決定の妥当性について

(ア)条例7条2号該当性について

審査請求人は、本件情報を公にすることで本件情報に含まれる一級建築士の権 利利益が侵害されるため、条例7条2号に該当する旨主張する。

本件情報に記載された本件懲戒処分を受けた一級建築士の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であると認められることから条例7条2号柱書前段に該当する。しかしながら、本件懲戒処分については、国土交通省が平成24年〇月〇日に報道発表を行い、平成24年〇月〇日付官報にて公告している事実が存しており、本件審査請求に係る2件の諮問がなされた時点でもなお国土交通省ホームページ上のネガティブ情報等検索サイトにおいて当該建築士の氏名を含む行政処分情報が閲覧可能であったことを踏まえると、条例7条2号ただし書イに該当すると認められるため、同条2号該当をもって非開示とする情報には及ばない。

(イ)条例7条3号該当性について

審査請求人は、国土交通省による本件懲戒処分公表時には処分内容及び処分の原因となった事実を掲載する中で、当該建築士の設計について「建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている」旨の掲載があったが、本件情報にはその旨の記載がないことから、公にすることにより審査請求人が違法設計や違法建築を行っているかのような誤解を招き、事業運営上の地位及び社会的な地位が損なわれるおそれがあるとして条例7条3号に該当するとの主張を行っている。

このことについて検討すると、国土交通省による本件懲戒処分は建築士が不適 切な設計をした事実に対して行われたものであり、当時の社会状況や国民の高い 関心事であることを勘案して同省によりその旨の記載がされたことが推測され る一方で、実施機関による本件処分は建築士事務所を管理する建築士が処分を受 けたことから建築士事務所の開設者に対して行われたものである。よって、処分 の対象及びその事由は異なるものであり、本件対象公文書に審査請求人が求める 内容の旨が記載されていなくても不合理なものではなく、このことのみをもって 本件情報が条例7条3号に該当するという審査請求人の主張は採用できない。

加えて、審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件情報には審査請求人に対する処分決定内容、処分の原因となる事実、処分の根拠となる法令の条項、「建築士の処分等について(通知)」(平成11年12月28日付建設省住指発第784号)及び「建築士事務所の処分等の基準」(平成20年10月2日付都市建建第671号)(以下「処分等基準」という。)への当てはめ等の処分量定決定に係る処分基準の適用関係が記載されているが、本件情報は既に平成24年に実施機関が公表した内容(平成24年〇月〇日報道発表「建築士及び建築士事務所の処分について」)及び処分内容を決定する際に考慮した処分事由及び処分基準に係る記載であり、また、本件審査請求に係る2件の諮問があった時点においてもなお実施機関のホームページ上で公表がされていたことを踏まえると、公にすることによる審査請求人の事業運営上、競争上その他社会的な地位が損なわれる可能性は抽象的なものにとどまるものであり、条例7条3号の非開示情報には該当しない。

(ウ)条例7条6号該当性について

審査請求人は、本件開示決定では、以前、国土交通省に請求を行い開示を受けた行政文書において不開示とされていた情報が開示されることとなり、同省が行う建築行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に違反する旨主張している。

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件情報には審査請求人が非開示とすべきと主張する内容である、国土交通大臣による一級建築士処分の根拠となる基準等への当てはめ及び加重に関する内容、同大臣による懲戒処分の量定判断に係る事実が記載されている。

国土交通省においては現在、一級建築士に係る懲戒処分の基準が公表されており、また、前記(ア)のとおり、本件懲戒処分に至る原因となる事実及び処分の内容も国土交通省により公表されていたことから、審査請求人が非開示を求める内容である処分等基準にあてはめて処分内容を導き出す記載を公にしたところで、国土交通省の建築士処分に関する事務事業の適正な遂行に支障を生じるものとは考え難い。加えて、当審査会事務局をして、国土交通省に確認を行ったところ、本件情報の開示に対して特段の意見はないと回答があったことを踏まえれば、公にすることによる法的保護に値する蓋然性があるとは認められず、本件情報は条例7条6号に該当しない。

以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がないと認められ、本件対象 公文書につき、実施機関が開示するとした決定については妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表

本件開示請求		諮問番号
1	以下の建築士事務所の監督処分に係る、当該建築士事務所又は所属建築士に対する照会文書、同事務所又は同建築士からの回答書・弁明書、国土交通省とのやり取りに関する文書、聴聞調書(聴聞に係る陳述内容が記載された書面)、処分通知書(処分基準の適用関係、処分理由が記載された書面) ①処分日:平成24年〇月〇日 建築士事務所名:株式会社〇〇 一級建築事務所登録番号:第〇〇号 処分内容:〇〇 ②処分日:平成24年〇月〇日 建築士事務所名:株式会社〇〇 一級建築事務所登録番号:第〇〇号 処分内容:〇〇 ③処分日:平成25年〇月〇日 建築士事務所名:株式会社〇〇 一級建築事務所登録番号:第〇〇号 処分内容:〇〇	第1040号
2	平成24年〇月〇日付で株式会社〇〇一級建築士事務所、株式会社〇〇一級建築士事務所、株式会社〇〇一級建築士事務所 に対して建築士法第26条第2項の規定に基づく処分を行うことを決裁した文書一式	第1086号